

## シンポジウム「資源保護と利用管理の実際」

## 国の温泉行政

環境庁自然保護局施設整備課

市川 茂 敏

## Administrative View on Hot Spa in Japan

Shigetoshi ICHIKAWA

Environmental Agency Recreational Facilities Division

## 1. はじめに

国の温泉行政については、そのとらえ方によりいろいろに分けられると思うが、環境庁では、温泉法を所管しその目的である「温泉源の保護」と「利用の適正」を確保する行政を行っている。

このほか厚生省では、温泉を治療の手段として利用し、医療行政に活用しており、運輸省では、温泉を観光資源としてとらえ、観光行政に利用している。

本日は、環境行政の一つである温泉行政について述べることにする。

前述のとおり、環境庁は温泉法を所管しているが、昭和23年に制定されたこの法律は、昭和46年環境庁の発足とともに厚生省から環境庁に移管され今日に至っている。

近年の温泉ブームといわれる中であって、温泉の利用の多様化が見られ、また、一部の温泉地においては枯渇現象の問題、既存温泉地と地熱開発の問題など温泉行政をめぐる問題は少なくない。

一方、西暦2000年を目前にして我が国は長寿社会へ進みつつあり、また、都市化の進展、余暇の増大などの状況の中であって、温泉が国民の保健休養に果たす役割は一層重要なものとなっている。

環境庁としては、温泉の保護とその利用の適正化のための施策を、今後とも積極的に行っていくと考えている。

以下、国の温泉行政について、順次述べていくことにする。

## 2. 温泉の現状

環境庁では、毎年都道府県から温泉利用状況及び温泉法に基づく行政処分状況について報告を受けている。

この報告により、昭和60年3月末現在の温泉の現状を述べることにするが、まず、全国の温泉地数は2,127か所であり、都道府県別に100か所以上の温泉地がある都道府県を挙げてみると、北海道195か所、長野県144か所、青森県129か所、秋田県108か所、新潟県103か所、福島県101か所となっている。

また、10年前の昭和50年3月末現在の温泉地数は1,916か所で、この10年の間に、211か所の温泉地が全国で増加したことになる。

次に源泉総数は、未利用の源泉も含めて全国で20,151本あり、前年度に比べ48本、0.2%の増加となっている。

また、10年前の昭和50年3月末の源泉総数は17,160本で、10年間に2,991本も増加している。

これを都道府県別に多い順にみると、大分県4,221本、鹿児島県2,343本、静岡県2,126本、北海道1,566本、青森県787本、熊本県776本、次いで長野県727本となっている。

源泉総数は、現在利用されている利用源泉と、利用されていない未利用源泉に分けられるが、その割合は源泉総数20,151本のうち、利用源泉14,328本で71.1%になっている。

また、この利用源泉14,328本を自噴泉と動力泉に分けると、自噴泉5,035本、動力泉9,293本で、自噴泉の占める割合は35.1%(対前年比0.3%減)となるが、年々僅かであるが自噴泉の減少が目につくところである。

源泉を温度別に見ると、25℃未満2,628本、25℃以上42℃未満4,277本、42℃以上10,509本であり、その割合は25℃未満15.1%、25℃以上42℃未満24.6%、42℃以上60.3%となっており、全体的には高温度の温泉の比率が高く、我が国が温泉国であるといわれる根拠の一つである。

ちなみに、42℃以上の源泉を保有している都道府県を多い順に挙げてみると、大分県3,225本、北海道1,050本、鹿児島県1,306本、静岡県919本、青森県492本、熊本県374本、次いで長野県367本となっている。

全国総湧出量は、自噴泉、動力泉合せて毎分1,872.5トンで、前年度に比べ26.5トンの増加となっている。

また、10年前の昭和50年3月末の湧出量は1,423.5トンで、この10年の間に449トン増加している。

以上、昭和59年度末の温泉利用状況報告から説明したところであるが、年々源泉数が増加し、それに伴って温泉湧出量が増加している現状から考えるならば、温泉の過剰汲み上げを厳しく規制するなどして、有限の地下資源である温泉を末長く保護すめことが極めて重要であると思う。

次に、温泉法に基づき昭和60年に都道府県知事等が行った行政処分件数は、新規掘さく651件、増掘55件、動力装置456件、他方温泉の利用については浴用1,612件、飲用172件が許可されている。この許可件数は、ここ数年同様の傾向をみせているが、飲用の許可件数は、昭和60年は前年に比べて105件、256%の増加となっている。

### 3. 温泉利用基準の一部改正

温泉を公共の飲用に供する場合の公衆衛生上の確保を図るため、今般、一般細菌等の基準及び試験法が新たに設定されたこと、並びにこれに伴い飲用に供する温泉源等の施設の衛生管理が強化されたこと等により、温泉利用基準の一部を改正し、昭和61年7月14日付けで環境庁自然保護局長から各都道府県知事あて通知されたところである。

これは温泉法第12条により、温泉を公共の飲用に供する場合は、都道府県知事等の許可を必要とするが、この許可をするにあたってのこれまでの基準が、昭和50年に定められた「温泉利用基準」のみで、これは浴用の利用基準を中心としたもので、飲用に関しては、ひ素、銅、ふっ素等を含む温泉の飲用許容量が定められているだけで、一般細菌、大腸菌群等についての基準は定められていなかったためによる。

このため、公衆衛生上は水道法による基準を準用するなど衛生上の問題はないとして、独自の

判断で飲用の許可を与えていた都道府県及び政令市は36か所(昭和60年12月末現在)だけで、残りの県及び政令市からは国による衛生基準の設定が望まれていた。今回改正した理由の一つは、これに応えたことである。

また、もう一つの理由は、水道水については、これらの基準が既に定められているが、温泉の場合は、以下に述べる理由からこれらの基準が定められていなかったが、今回、研究の結果をもとにして基準の設定が実現できたことである。

基準が定められていなかった理由は、(1) 温泉は水道水とちがって非常に泉温の高いものが多いこと、(2) 温泉には周辺からの人為汚染とは関係のない微生物が確認されるため、温泉に対する人為汚染の指標としての検査は、温泉独自のものが必要であるかということ、(3) 温泉の化学組成は千差万別であることから、一般細菌等の試験法は、水道水の場合と同一のもので可能か、あるいは新たな試験法が必要か否かということ、などであった。

このため環境庁では、これらの基準設定に必要な基礎的研究として、昭和56年度には「温泉中の細菌等試験法の策定に関する研究」及び同58・59年度には「温泉の公衆衛生対策に関する研究」を(財)中央温泉研究所に委託し、その研究結果を踏まえて、温泉利用各種標準検討会の中にある公衆衛生学的標準分科会(座長：益子 安(財)中央温泉研究所長)において検討をいただき、今回基準の改正を行ったところである。

改正した内容は、(1) 飲用の許可を与える場合の温泉中の一般細菌、大腸菌群及び過マンガン酸カリウム消費量について、衛生管理の基準値を設定したことである。

新たに設定した基準値は、ア、一般細菌は、1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること、イ、大腸菌群は、検出されないこと、ウ、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/l以下であること、となっているが、これらの基準値は、水道水に適用されている水道法による基準値と結果的には同一となっている。

なお、前記過マンガン酸カリウム消費量の場合、鉄、硫黄及び腐蝕質を含む温泉については、周辺からの汚染の有無とは関係なく、汚染を疑わせる値が検出されるために、この基準値は汚染の指標として参考にならないとしている。

(2) 飲用に供する温泉源等について、周辺環境から汚染されないように施設の衛生管理を強化したことである。

新たに強化した内容は、ア、温泉源は、周辺表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が浸入しないように遮断すること、イ、中継槽は、表流水等が流入しない構造とし、特に槽の蓋は汚染防止のための十分な構造とすること、ウ、送(引)湯管路は、表流水等が地中埋設部分の継手部分等から混入しないようにすること、エ、貯湯槽は、表流水等が混入しないように完全な水密性を保持するように管理し、また、地上式として年1回槽内の清掃点検を行うこと、となっている。

(3) 前記(1)の衛生管理の基準値を設定したことにより、源泉における温泉の一般細菌等の試験法を設定したことである。

この試験法は、水道水に適用されている水道法による試験法と、過マンガン酸カリウム消費量を除いて、ほぼ同一である。

#### 4. 国民保養温泉地・国民保健温泉地

国民保養温泉地は、温泉法第14条に基づき温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を環境庁長官が指定するものであり、昭和29年度から指定が行われ、現在までに75か所、83市町村に及んでいる。

国民保養温泉地の指定要件は、(1) 温泉に関する条件としては、泉効が顕著であること、湧出量が豊富であること、など、(2) 環境に関する条件としては、環境衛生的条件が良好であること、付近一帯の景観が佳良であることなどで、国民の保健休養に優れた効果のある温泉地を指定している。今後とも関係市町村および都道府県からの指定申請を受け、上記指定要件に充足する温泉地であれば指定を行っていく方針である。

また、国民保養温泉地の中から、特に温泉の有する保健的効能を積極的に活用することが期待できる要件を備えた温泉地を、「国民保健温泉地」として選定することとし、昭和56年度に第1期分として7か所の温泉地(群馬県四万温泉、新潟県栃尾又・駒の湯温泉、長野県丸子温泉郷、岐阜県白川郷平瀬温泉、山口県俵山温泉、大分県湯布院温泉、熊本県湯の鶴温泉)を選定したが、61年7月第2期分として7か所(北海道芦別温泉、岩手県須川・真湯温泉、山形県基点温泉、長野県美ヶ原温泉、奈良県十津川温泉郷、和歌山県熊野本宮温泉郷、大分県鉄輪・明礬・柴石温泉)を国民保健温泉地に選定した。

なお、環境庁としては、国民保健温泉地の保健的効能を十分活用するために必要な温泉センター(温泉利用総合施設)、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、運動施設(温泉プール、テニスコート、ゲートボール場)等の各種公共施設の整備に対し、5か年計画で整備を図ることとしている。補助率は都道府県に対して1/2、また、事業費の負担割合は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3となっている。

## 5. 温泉関係功労者表彰

環境庁では、毎年7月10日の温泉法公布の日に、温泉関係功労者に対し環境庁長官の表彰を実施している。

本表彰制度は、昭和57年度から設けられ同61年度で第5回を迎えたところであるが、表彰の対象は(1) 多年にわたり温泉の保護及びその適正利用に関し啓蒙普及活動を行い、顕著な功績があった者、(2) 温泉の保護及びその適正利用に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行い、顕著な功績があった者、(3) 温泉行政の推進に顕著な功績があった者となっている。

昭和61年度も7月10日に5名の先生方が環境庁長官から表彰されている。

表彰された先生方は、小嶋碩夫国立伊東温泉病院長、中川衷三徳島県温泉審議会委員、西村六左衛門(社)日本温泉協会副会長、村上悠紀雄日本温泉科学会会長及び矢田松太郎(社)日本温泉協会副会長である。

## 6. 温泉に関する研究

環境庁においては、かねてから温泉行政に資する目的で、温泉に関する各種研究を委託し実施しているところであるが、昭和60年度からは「鉱泉分析法の改定に関する研究」を3か年計画で実施している。

温泉法第12条により、温泉を公共の浴用又は飲用供する場合の許可申請にあたっては、指定分析機関が鉱泉分析法指針(昭和53年改訂)に基づき行った「温泉分析書」の添附が義務付けられ、衛生上の観点からチェックが行われている。

しかし、最近の地下水汚染の拡大や分析技術の進歩、分析技術の開発等により、分析事項の追加や分析方法の改定が関係方面から要望されている。このため鉱泉分析法指針の改定に必要な研究として「鉱泉分析法の改定に関する研究」を行うものであり、昭和60年度は「温泉中のカドミ

ウム及び腐蝕質の分析法」, 同61年度は「イオン交換クロマトグラフによる温泉成分の分析法」についての研究を実施している。

## 温泉療法の研究

### 7. 温泉療法医

日本温泉気候物理医学会が行っている「温泉療法医」の認定制度は, 一般の医師に対し, 温泉治療学の啓蒙を図るとともに, 数多い温泉療養者に対する一応の療養指導を行い得る医師の教育とその認定を目的とするものである。

温泉療法医の認定条件は, (1) 日本温泉気候物理医学会会員歴3年以上である者及び(2) 温泉療法医教育研修会の全課程を修了した者で, 認定委員会によって認定された者となっており, 昭和61年7月現在全国で245名が認定されているところである。

国民の保健休養に優れた効果ある温泉地として, 国民保養温泉地を指定している環境庁としては, 全ての国民保養温泉地において, 温泉療法医が適正な温泉利用健康管理について医学的立場からの指導にあたられることが最も望ましいものと考え, また, 期待しているところである。

### 8. 温泉と地熱開発

最後に, 温泉と地熱開発の問題について簡単に述べると, 地熱開発のエネルギー資源は, 温泉法の温泉に該当するものであり, その開発にあたっては温泉法の適用を受けるものである。

地下に賦存する温泉及び地熱資源は, 有限で極めて貴重な資源であるという認識に立つとき, その開発には慎重な対応が必要となってくる。

また, エネルギーをめぐる内外の諸情勢はいくたびか変化しているが, 今なお地熱開発に対する期待は小さくないのではないかと考える。

環境庁としては, 地熱開発について次のような見解をかねてから示している。

(1) 自然環境保全の観点からは, 地熱発電の開発が大規模な工作物等の建設を伴うことなどから, 国立公園等における風致景観との調和が極めて困難という問題があり, このため地熱発電所の立地点の選定に当たっては国立, 国定公園の特別地域をはじめとする自然環境保全上重要な地域は避けるべきであるとしている。

(2) 温泉の保護の面からは, 地熱開発の立地によっては既存の温泉に多大の影響を与えることも懸念されることから, 既存の温泉に影響を与えることがあってはならないという立場に従来から立って, 掘さくの許可権限を有する都道府県知事に対して, 温泉審議会において十分な審議を行うなど, 地元での十分な調整を行い慎重に対処するよう指導を行って来ているところである。

以上, 最近の国の温泉行政について述べたが, 国民全体の財産として, 貴重な資源である温泉を保護し, その利用の適正を確保するための施策を今後とも推進していきたいと考えている。

最後に, 温泉関係者の皆様をはじめ, 国民各位が, 温泉行政に対して一層の御理解と御支援を賜るようお願いするものである。



図 温泉の分布